新型コロナウイルス対応の基本方針（Ｒ４．１．２６）

学校の行動基準については「レベル３」での対応

志布志市立山重小学校

Ⅰ　基本的な考え

１　「①換気が悪い密閉空間にしない，②多くの人が手の届く距離に集まらない，③近距離での会話や大声での発声を控える」を基本原則とする。

※可能な限り２ｍ（最低１ｍ）の間隔をとる。換気を 30 分ごとに行う。

２　マスク着用を原則とする。

３　児童に対して感染防止の正しい知識を指導し，手洗いなどの手指衛生等，教児ともに徹底した取組を行うとともに，健康観察，検温等，児童の健康管理を行う。

４　児童の心のケアを行うとともに，偏見や差別が生じないようにする。

５　学校感染防止のために，清掃・消毒等の環境整備を行う。

６　教育課程の工夫や感染症対策を行い，児童への「学び」を保証する。

７　保護者との感染防止の連携を行う。※「新しい生活様式の実践」

Ⅱ　健康管理について

１　児童への指導について

○　コロナウイルス感染症を正しく理解させ，感染リスクを自ら判断し，これらを避ける行動がとれるように指導を行う。

※　児童の持ち物として…清潔なハンカチ，ティッシュ，汗ふきタオル，マスク

２　児童の健康状態の確認について

○　毎朝の体温計測，健康観察を家庭で行い，発熱・風邪症状のある場合は，自宅で休養する。

・　各家庭で毎朝の体温と健康チェック結果を個人カードに記入してもらい，担任に提出する。

→　欠席，発熱や風邪症状がある児童については，教頭，養護教諭へ報告

→　発熱や風邪症状がある児童については，保健室で待機させ，自宅へ連絡する。

※風邪症状の欠席は，出席停止扱い

・　同居家族の健康状況も個人カードで確認し，同居家族で発熱症状等があれば児童は，出席停止

○　登校後に発熱等の症状が見られた場合は，安全に帰宅させる。

・　登校後に発熱等が見られた場合は，保健室で休養させ，他の児童との接触を避ける。保護者に迎えを依頼し，病院受診を勧める。症状がなくなるまで自宅待機。

３　手洗い，うがい，手指のアルコール消毒について

○　こまめで入念な，手洗いを徹底する。

・　「２校時後」「給食前」「掃除後」においては，校内放送を入れ，全校一斉で手洗い・顔洗いを行う。（水道の混雑を避ける。）※３０秒の手洗い，ポンプ石けんの活用

・　その他，用便後，外遊び後，特別教室への入室前後，共有のものを触った後等にこまめな手洗いを行う。

○　「登校直後」「給食当番の給食受け取り時」「図書室・パソコン室に入る時」は，アルコール消毒を行う。

４　マスク着用，咳エチケットについて

○　普段の学校生活の中で，基本的にはマスクを着用させる。特に次の場合は，マスクを徹底する。

・　給食準備時，授業での話し合い活動時，全校朝会等多くの人が集まる時

※　運動時（体育）や熱中症が心配される時（暑さ指数が高い日）については，マスクは外す。

※　十分な身体的距離が確保できている場合や息苦しさを感じるときは，児童自身の判断でマスクを外すことも指導する。

※　布製マスクは，毎日の洗濯を依頼する。

○　咳やくしゃみをするときは，マスクやティッシュ，ハンカチで口と鼻をおさえる。

５　抵抗力の向上について

○　十分な睡眠や運動，バランスの良い食事，規則正しい生活を心がけさせる。

※　「山重っ子チャレンジ週間」の指導活用

６　家庭とも連携し，児童の不要な外出等は控えさせるようにし，「新しい生活様式」について指導する。

○　人との間隔２ｍ以上，遊びは屋内より屋外，会話は真正面を避ける，帰宅後の手洗い・うがい・顔洗いを励行する。

Ⅲ　環境整備について

1　換気について

○　基本的には，教室の出入り口・窓，廊下等の窓を開けて，２方向の換気を常時行う。

・　強風等で常時の換気が難しい場合や寒いときも窓を少し開けるなどの適時換気を行う。

・　エアコン使用時でも，授業後毎に窓を全開にし換気をする。(エアコンは切らない)

※できれば，３０分に１回とするが，室温低下・上昇の健康被害の防止も考慮する。

・　体育館，多目的ホールについても窓を開けて換気をする。

2　清掃・消毒について

○　清掃道具の整備，消毒液の確保を行う。　※消毒液：次亜塩素酸水→保健室

○　校内の良く触れる場所（トイレ，廊下・階段の手すりやスイッチ等，特別教室等）は，消毒を行う。

○　しばらくの間は，縦割りの掃除をやめ，学級単位での掃除を行う。

○　教室の良く触れる場所（スイッチ，ドアノブ，棚等）を消毒する。(清掃時間等)

※　清掃時のポイント

・　床，机，椅子…家庭用洗剤を用いた通常清掃

・　トイレ，洗面所…家庭用洗剤を用いた通常清掃

・　大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ，手すり，スイッチ等）…水拭き後，消毒液で拭く。

☆　消毒分担

教室…担任，その他…養護教諭，助手，支援員，司書補

Ⅳ　教育活動における留意点

1　教室の座席等について

○　机間のスペースを十分に確保する。

・　児童と児童の間隔を２ｍ（最低１ｍ）以上とる。

○　席の向かい合わせを避ける。

2　学習道具の共有について

○　基本的には，学習道具の貸し借りはさせない。

○　理科の実験道具や楽器等，必要なものは，使用後の手洗いを行う。

3　給食について

○　給食当番の健康チェック，服装チェックを行い記録する。不備の児童には，当番をさせない。
（学校給食衛生管理基準に持つ基づく健康チェックと記録…下痢，発熱，腹痛，嘔吐等）

○　入念な手洗いを行うとともに，給食当番は，アルコールによる手指消毒を行う。

○　食べるときは机をグループにせず，会話をなるべく控えさせる。

○　机のパーテーションを設置して給食を食べる。

○　歯ブラシ・コップは，個人保管として管理する。

※歯を磨く際は，飛沫防止のために，他者との間隔を十分にとるとともに，歯の裏を磨く際は，口を手で覆うようにする。またフッ化物口洗後のコップの洗口液を捨てるときもしぶきが飛ばないように気を付けて捨てる。

4　昼休み等について

○　なるべく外で遊ぶようにする。雨天時等は，体育館や多目的教室を開放し，密にならないようにする。

○　図書室等を利用する場合は，席の間隔を十分にとるようにする。※入室前後の手指アルコール

5　掃除等について

○　密にならないように，広がって掃除をするようにする。(前後の手洗い)

6　集会活動等について

○　全校朝会等，全員が多く集まる場合は，体育館・多目的室とし，窓を全部開ける。また，一人一人の間隔を最大限開けるとともに，なるべく会話は控えるようにする。(マスク着用)

7　水道等の利用等について

○　集団で集まらないように，間隔をとって並ぶようにする。

○　タオル等は，個人のものを別々に保管し使用する。

【１日の対応の流れ】

時間	児童の動き	職員の対応
登校前	○　家庭で検温・健康チェックをして健康カードに記入する。(保護者に依頼)	○　出入り口や窓を開け，換気する。

	※発熱や風邪症状のある時は，自宅休養	
登校中	○　登校は，密集しないように登校する	○　登校指導を行うとともに，口頭で検温状況の確認。（校長） →　検温なし，及び発熱は保健室へ
登校後	○　玄関でのアルコール手指消毒を行う ○　健康カードを提出する。	○　健康カードの確認 ※　職員の健康カードは教頭に提出
朝の会		○　健康観察での健康状況の確認 →　体調不良児童は，保健室へ （状況により保護者への連絡） ○　マスクの確認 →　マスクを着用していない子は，保健室へ（使い捨てマスクの配布）
衛生巡視		○　衛生巡視における消毒（手すり，スイッチ，ドアノブ等）
授業時		○　机間の確保，話合い活動時の配慮 ○　換気
２校時後	○　手洗いをする。 （校内放送）	○　水道の混雑を避ける。
給食	○　手洗いをする。 （校内放送） ○　給食当番は，給食受け取り時にアルコール手指消毒をする。 ○　配膳時・給食時は，会話を控える。 ○　グループを作らず前を向いて食べる。	○　給食当番の健康チェック・服装チェックを行う。 ○　給食当番へ手指アルコールをする。（養教）
昼休み	○　なるべく元気に外で遊ぶ。 ○　密接，密集，密閉の遊びを避ける。	○　換気
掃除	○　なるべく密接しないように掃除を行う。 ○　掃除後には，手洗いをする。（校内放送）	○　換気，（教室の消毒）
下校後	○　下校後は，手洗いうがい，顔洗いをする。	○　下校後の教室の消毒をする。（担任）

Ⅴ　各教科指導上の留意点

学校の行動基準については下記の通り，「レベル３」での対応とする。

（※別紙参考：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル参照）

１　授業時数の確保について

○　行事の精選を図る。（必要な行事については，感染対策を講じる。）

○　臨時休業等になった場合も想定し，可能な限り時数確保を行う。

２　学習指導上の留意点について

○　座席は可能な限り２ｍ（最低１ｍ）の間隔

○　児童が長時間，近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動は，行わない。

※　ペアやグループ学習時は，マスクを着用し，近距離での対面とならないようにする。また，児童机用のシールドを活用する。

○　理科室や家庭科室，図工室の利用時は，児童の配置を横向きにする。

○　ＩＣＴ機器を使用する場合や図書室を利用する場合は，使用前後に，手指アルコールを行う。）

３　特に配慮する教科の活動について

※レベル３の対応に切り替える。（レベル２以下になるまで）

【理科】

○　児童が近距離で活動する実験や観察は，行わない。

【家庭科】

○　児童同士が近距離で活動する調理実習は，行わない。

○　被服実習は，児童同士が近距離で作業することを避ける。

【音楽科】

○　室内で児童が近距離で行う合唱，リコーダー・鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は，行わない。

【図工】

○　児童が近距離で活動する共同制作は，行わない。

【外国語活動，英語】
○　握手やハイタッチ，身体の接触のある活動は避ける。
【体育】
○　換気や身体的距離をとることで，マスクを着用しないで活動させる。ただし，移動や片付け，教師の説明時など，呼吸や熱中症のリスクがない場合は，マスクを着用する。
○　できる限り，屋外で活動する。
○　体育館を使用するときも窓を開放し，十分な換気を行う。
○　児童が密集する運動，近距離で組み合ったり接触する運動は，実施しない。
○　ボール等を使用する場合は，授業前後の手洗いを徹底する。
【保健・特別活動・道徳等】
○　保健領域（「健康な生活」等）や特別活動において換気や生活環境，衛生指導等を行う。
○　特別活動や道徳等において文科省の指導資料を活用し，コロナウイルス感染防止に関する正しい理解，及び偏見や差別の防止について指導を行う。

Ⅵ　学校行事の実施について

1　校内行事について
○　長時間密集するような行事の見直しを図り，大人数が集まる行事は，できるだけ分散するなどの対策を図る。
○　屋外での実施や密接・密集とならない場所の配慮，時間短縮等の工夫を行う。

2　外部の参加者が伴う行事等について中止も含め慎重に検討する。
【外部行事を実施する場合の留意事項】
・　参加者の体調確認，マスクの着用，手指アルコール等をお願いする。
・　なるべく密接・密集とならないようにする。（場所や座席の工夫）

Ⅶ　児童への心のケア等について

1　児童の状況の把握，教育相談について
○　学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察から児童の状況を把握する。
○　担任，養護教諭による教育相談を実施するとともに，ＳＣの活用を図る。

2　偏見や差別について
○　誰しもが感染の可能性があり，特定の国や地域，職業や個人への偏見や差別につながらないように指導する。（人権にもつながる問題である。）

3　個人情報の保護について
○　児童・保護者からの初期症状，旅行歴等についての相談があったときは，丁寧に対応するとともに，個人情報の管理を徹底する。罹患の場合や濃厚接触の場合にあっても，いたずらに感染が特定されないようにする。

Ⅷ　感染が確認された場合等の対応について
○　感染が確認された場合や疑われた場合については，志布志市教育委員会と連携を図り，危機管理対応マニュアルによる対応を行う。　（別紙参照）
○　発熱等による欠席者が急増した場合には，発熱の原因や発熱者間の関係等の状況を正確に把握するとともに，教育委員会，学校医等と連携を図り，対応する。

Ⅸ　保護者等への注意喚起等について

1　児童対応についての依頼について
○　毎朝の検温や健康チェック，マスク準備のお願いを行う。
○　体調不良時の自宅療養については，個の状況に応じた対応を進める。
○　同居する家族の健康状況にも留意していただく。
※家族に発熱等風症状の方がいる場合は，児童は出席停止
○　新しい生活様式を家庭でも実践していただく。

2　コロナウイルス感染防止の対応についての情報の提供・依頼
○　行事の変更，臨時休業等の連絡については，安心メールやＨＰなどを活用し，なるべく早い時期に保護者に連絡する。（安心メールの配信確認）

3　不安等の解消について
○　学校生活状況をＨＰや学校だより，週報等を通して，学校での感染防止の取組を周知していく。
○　電話の問い合わせ等に関して丁寧に話を伺う。（個の状況に応じた対応）
4　少年団について
○　責任者との連絡・情報交換を進め，活動自粛や感染拡大防止対策等を講じる。
※　学校施設利用時は，名簿の提出をお願いする。
○　大会等の参加についても検討し，感染拡大防止策を講じる。
5　ワクチン接種について
○　ワクチン接種，副反応に伴う欠席，遅刻，早退は出席停止とする。

X　職員について
1　職員の服務について
○　教職員が罹患した場合は，病気休暇を取得させる。
○　教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は，特別休暇等を取得させる。
○　教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には，特別休暇等を取得させる。
○　新型コロナウイルス感染拡大防止において，職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合には，特別休暇の取得が可能である。
○　臨時休業その他の事情に伴い，子の世話を行う職員から特別休暇取得の申請があった場合に，当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に特別休暇の承認する。
○　臨時休業中の在宅勤務については，通勤時や学校での勤務時に「３密」を回避できない場合やその他特別に「３密」を回避できない理由がある場合に承認できる。特別な理由とは，「高齢者」「基礎疾患がある者」「免疫抑制状態にある者」「妊娠している者」などが該当する。なお，在宅勤務の承認は，承認を受けようとする学校職員の所属校長が行う。
○　ワクチン接種，副反応については，県費職員は特休，市費職員は，職専免とする。
2　勤務について
○　事務処理等の業務については，なるべく教室で行い，密接を避ける。
○　会議等については，職員室の換気を十分に行う。
○　コロナウイルス感染防止(マスク着用や手洗い・手指アルコール消毒等)に努める。
3　自己の健康管理について
○　毎朝の検温，体調確認を行い，発熱，風邪症状等があるときは，出勤を控える。
○　日頃より健康管理に努め，体調を整える。
○　適正な勤務時間管理を行い，心身の健康保持に努める。
○　不要不急の外出を自粛する。

新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応マニュアル

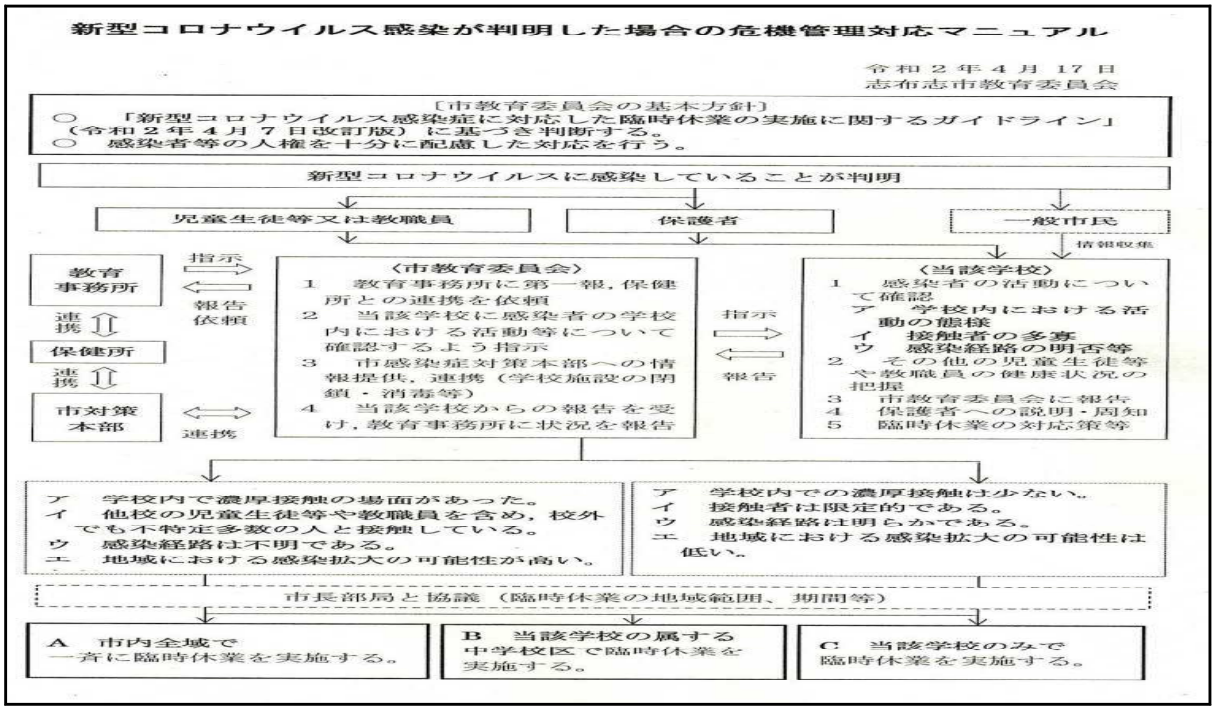

参考　　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル３	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	収束局面▼ 感染リスクの低い活動から徐々に実施　拡大局面▲ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

第３章　具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

１．各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）

・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）

・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル３地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。